

日本植物細胞分子生物学会団体会員規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人 日本植物細胞分子生物学会（以下「本学会」という）の特別賛助会員及び賛助会員（以下「団体会員」という）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(団体会員)

第2条 団体会員は、学会の目的に賛同し、特別賛助会員会費もしくは賛助会費を納入する団体で、会長の承認を得た者とする。

(申込)

第3条 団体会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書により会長に申し込むものとする。

(会費)

第4条 特別賛助会費は1口5万円、賛助会費は1口1万5千円とする。

2 会費は毎年6月末日までに、当年度分を学会の指定する口座に一括して振り込むものとする。

3 事業年度開始後に入会する場合は、入会申し込みと同時に納入するものとする。

4 既納の会費は、返還しないものとする。

(特別賛助会員特典)

第5条 特別賛助会員は次のような特典を受けることができる。

- (1) 1口あたり2名までの無料での大会参加
- (2) 1口あたり1名の一般会員参加費での大会参加
- (3) 一般会員参加費での学会懇親会参加
- (4) 学会誌の定期購読
- (5) 理事会が定めるその他の特典

(賛助会員特典)

第6条 賛助会員は次のような特典を受けることができる。

- (1) 学会誌の定期購読

(2) 理事会が定めるその他の特典

(権利の喪失)

第7条 団体会員の資格を失った者は、会員としての一切の権利を失い、既に納付した会費、その他本学会の資産に対して何ら請求することができない。

(その他)

第8条 本規程に定めるもののほか必要な事項は会長が別に定める。

(規程の改廃)

第9条 本規程を改正または廃止する場合は、代議員総会の承認を必要とする。

附則 この規程は、2016年7月1日から施行する。